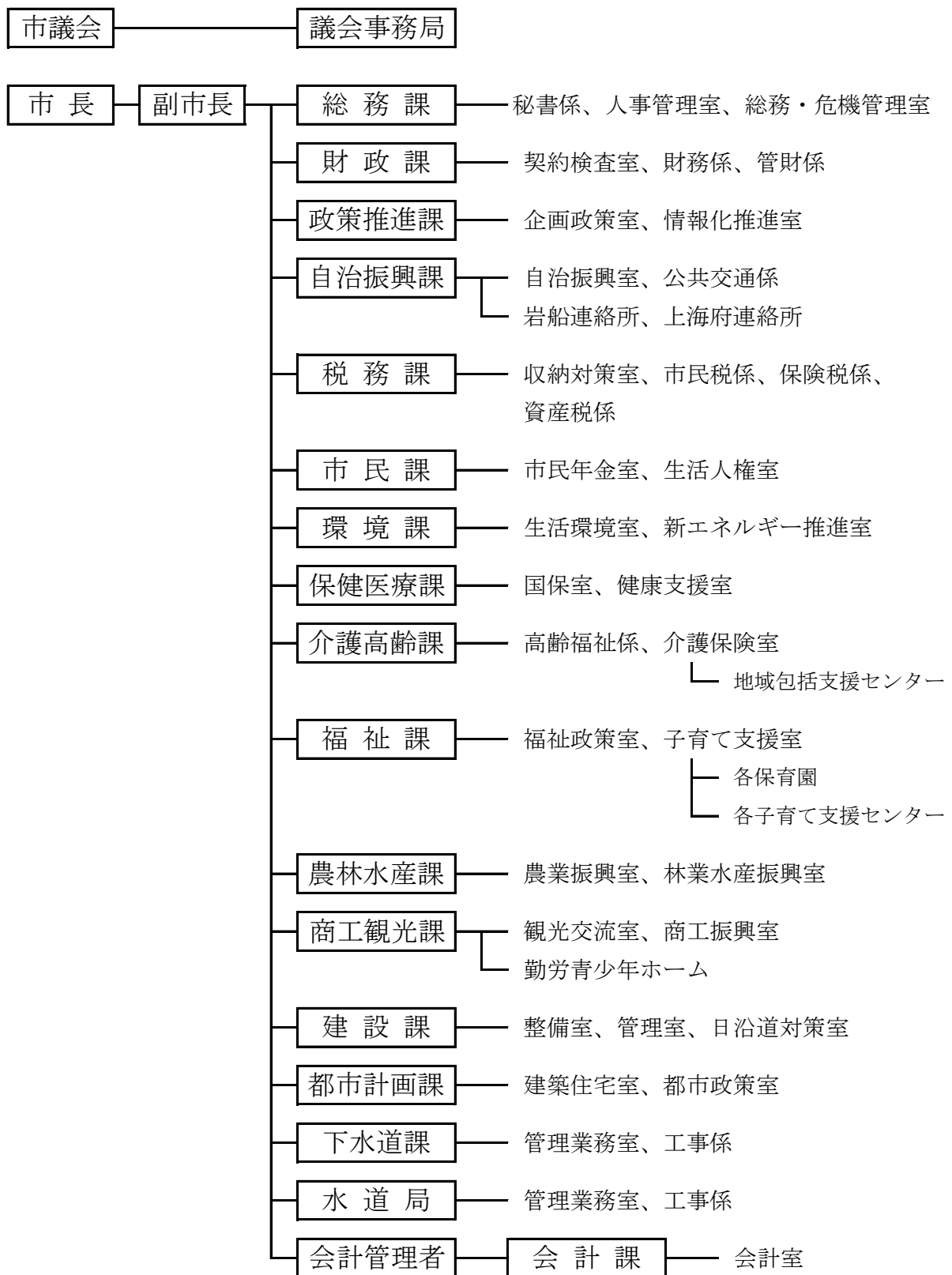
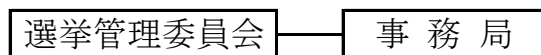
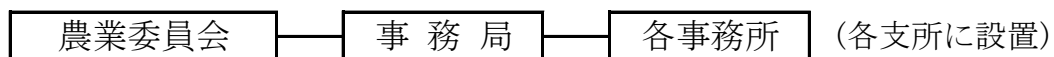
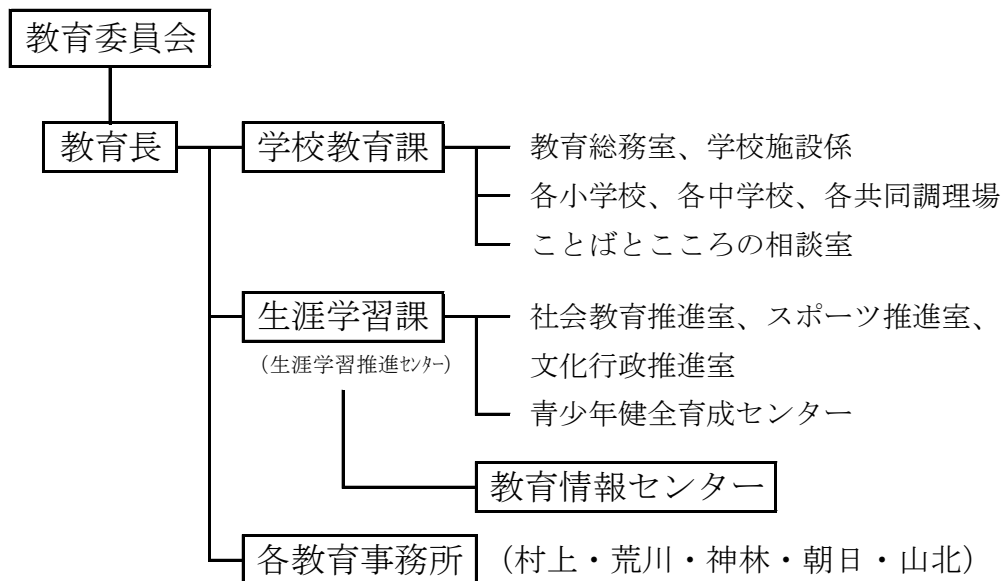
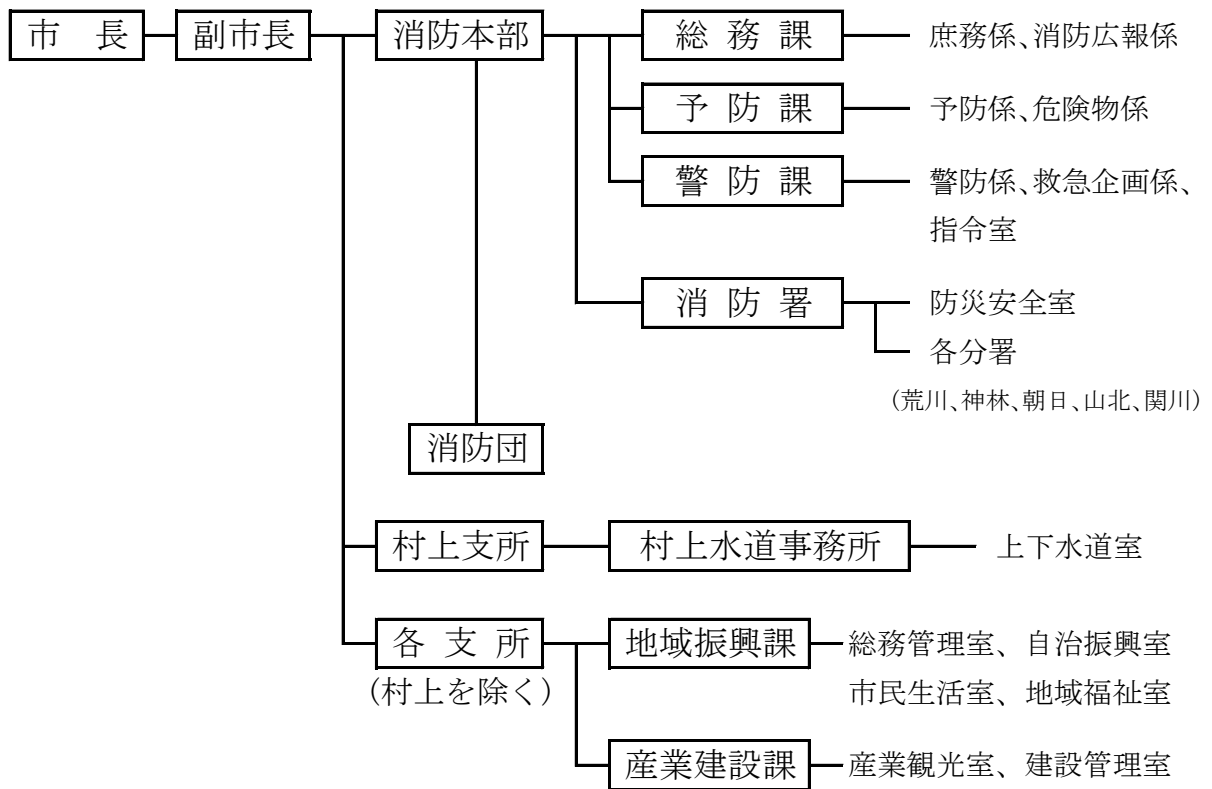


## 18. 市役所の機構

### (1) 行政機構





(2) 相談窓口一覧

種 類	内 容 (相談員)	担 当
市民相談	市民生活に関する相談 (市職員)	本庁：市民課 各支所：市民生活室
心配ごと相談	いろいろな心配ごとの相談 (民生・児童委員ほか)	社会福祉協議会 内線☎126、128
人権相談	人権侵害等のすべての相談 (法務局職員)	新潟地方法務局村上支局 支局 ☎53-2390
健康相談	健康に関する相談 (保健師)	本庁：保健医療課 各支所：地域福祉室
育児相談会	育児に関する相談 (保健師)	本庁：保健医療課 各支所：地域福祉室
離乳食相談会	離乳食に関する相談 (栄養士)	本庁：保健医療課 各支所：地域福祉室
行政相談	行政に対する苦情、意見、要望 (行政相談員)	本庁：市民課 各支所：市民生活室
出張年金相談	年金に関する相談 (新発田年金事務所職員)	市民課市民年金室 内線☎282～285
弁護士による法律相談 (有料・無料)	法律相談 (県弁護士会弁護士)	市民課生活人権室 内線☎286
交通事故相談	交通事故に関する相談 (交通事故相談員)	県交通事故相談所(県庁1 階) ☎025-280-5750
18歳未満の児童に関する 相談	家族・子育て、児童虐待に関する相 談 (家庭相談員)	家庭児童相談室(福祉課 内) ☎53-3201
DV相談 (ドメスティック・バイオレンス)	パートナーからの暴力、保護に関 する相談 (家庭相談員)	家庭児童相談室(福祉課 内) ☎53-3201
納税相談	市税の納税に関する相談 (市税務課職員)	税務課収納対策室 内線☎213～215
消費生活相談	消費生活に関する問い合わせや相 談(消費生活相談員)	消費生活センター(市民課 内)内線☎287、290
高齢者の総合相談	介護や認知症に関する相談、介護 予防事業の紹介など (保健師・主任ケアマネージャー・ 社会福祉士)	本庁：村上市地域包括支 援センター(介護高齢課 内) 内線☎365～366  各支所：地域福祉室
障害者相談	障害者またはその保護者からの相 談(相談支援事業所)	地域生活支援センターは まなす ☎50-7104 (電話相談サービス ※☎090-4923-2075 )
		浦田の里在宅者支援窓口 ☎53-3673

※ 障害者相談の(電話相談サービス)は、平日は夕方5：00～朝8：00まで、  
休日は24時間対応です。

種 類	内 容 (相談員)	担 当
子ども・若者総合相談	子ども・若者・親の悩み相談 (指導員)	青少年健全育成センター (生涯学習推進センター 内) ☎62-7041
いじめ・不登校相談	児童・生徒・親の悩み相談 (指導員ほか)	【村上市適応指導教室】 ふれあいルーム (教育情報センター内) ☎53-7515  くろっかす教室 (荒川地区公民館内) ☎62-6363  はくちょうルーム (神林農村環境改善センター内) ☎60-1500  ひまわり教室 (朝日総合体育館内) ☎60-2002  しおさいルーム (山北総合体育館内) ☎77-4052
子どもの発達相談	発音、言葉の発達、きこえ、友達と の関わりについての相談、学習面 の相談 (指導員ほか)	ことばとこころの相談室 (村上小学校内) ☎52-5550
仕事の相談	仕事の相談、就職のあっせん (ハローワーク職員)	ハローワーク村上 ☎53-4141
エイズ相談	エイズに関する相談 (保健師)	村上地域振興局健康福祉 部(村上保健所) 専用☎53-8120

### (3) 市税の納期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・県民税			1期		2期		3期			4期		
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
固定資産税	1期			2期		3期			4期			
軽自動車税		全										

※ 納期限は各月末です。(12月は28日) ただし、納期限が土曜日・日曜日・祝日等の休業日にあたるときは、翌開庁日に繰り下がります。

### (4) 市民課関係の各種届出

届出名称	届出の期限	届出のときに必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	①届出書(医師・助産師の証明があるもの) ②届出人の印鑑 ③母子健康手帳 ※出生に関連する手続きで、児童手当や子ども医療などがあります。
死亡届	死亡を知った日から7日以内	①届書(医師の証明があるもの) ②届出人の印鑑 ③火葬場の予約票
転入届	住みはじめてから14日以内	①届出人の印鑑 ②従前に住んでいた市区町村から発行された転出証明書(住民基本台帳カードまたは個人番号カードによる特例の届出の場合は発行されません) ③住民基本台帳カードまたは④個人番号カード(いずれもお持ちの方のみ) ⑤通知カード(個人番号カードをお持ちの方は持っていません) ⑥運転免許証または健康保険証などのご本人を確認できるもの 海外から転入される方は⑦パスポート 外国人の方は⑧パスポートと⑨在留カード(お持ちの方のみ) ※転入に伴い国民健康保険等の手続きが必要な場合があります。
転居届		①届出人の印鑑 ②住民基本台帳カードまたは③個人番号カード(いずれもお持ちの方のみ) ④通知カード(個人番号カードをお持ちの方は持っていません) ⑤運転免許証または健康保険証などのご本人を確認できるもの 外国人の方は⑥パスポートと⑦在留カード(お持ちの方のみ) ※転居に伴い国民健康保険等の手続きが必要な場合があります。
転出届	あらかじめ転出の前に	①届出人の印鑑 ②住民基本台帳カードまたは③個人番号カード(いずれもお持ちの方のみ) ④運転免許証または健康保険証などのご本人を確認できるもの 海外に転出される方は⑤通知カード ※転出に伴い国民健康保険等の手続きが必要な場合があります。